

白峰漁業協同組合（内共12～16号） 下田原川、赤谷川、手取川、大嵐谷川、小嵐谷川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

遊漁者は、竿釣以外の漁具漁法を使用して、いわな及びやまめを採捕してはならない。

(2) 遊漁期間

魚種	期間
いわな及びやまめ	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで

公表は、組合及び組合が委託する宿泊施設、商店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(3) 禁止区域・期間

次表の左欄に掲げる区域において、いわなを対象とする竿釣の漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる期間中行ってはならない。

区域	期間
白山市白峰三ツ谷川支流西俣谷川の倉谷合流点直下流の谷止工から上流の区域	通年

(4) キャッチアンドリリース区間

魚種	区域	期間
いわな及びやまめ	組合が定めて公表した区間	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで

(5) 全長制限

魚種	全長
いわな及びやまめ	15cm

(6) 尾数の制限

魚種	尾数
いわな及びやまめ	各50尾(1人1日あたり)

公表は、組合及び組合が委託する宿泊施設、商店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
いわな及びやまめ	竿釣	1日	2,000円
		1年	6,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 組合及び組合員が委託する白山市白峰、桑島の宿泊施設、商店
- (2) 組合及び組合員が委託する白山市内、金沢市内、小松市内の釣具店

4. 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、手取川ダム湖岸での遊漁の場合、白峰漁業協同組合の指定する釣り場以外では遊漁をしてはならない。また、ダム湖の水質保全のため次の事項を遵守しなければならない。

- イ 残餌、ゴミ等を湖面に投棄しないこと。
- ロ 1人が1度に使用する竿数は、2本以内とする。
- ハ その他、マナーを守って安全な遊漁をすること。